

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 号  
2 0 1 4 年 7 月 2 5 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

大阪仕業検査車両所における「車両係による仕業検査担当業務」に関する申し入れ

7月1日、大阪仕業検査車両所では所長をはじめ多くの転入者があった。

その中に唯一「車両係」の社員がいた。しかし、仕業申告班の勤務表で確認したところ、この社員は仕業検査の担当に担務が指定されていた。

仕業検査は名前の通り検査業務であり、この間「車両技術係」以上の職名を持った社員が担当してきた。今回の問題は職名と担当業務との間における不合理的行為にあり、当然にも安全問題であり仕業検査に関わる全ての社員の士気にも関わる重要な問題である。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を設定すること。

#### 記

1. 車両係と車両技術係との職名における担務分担を明らかにすること。
2. 車両係の社員を仕業検査担当に指定した経過を明らかにすること。
3. 仕業検査担当指定は転勤前に決定していたのか明らかにすること。
4. 仕業検査担当者にするために転勤させたのなら、誰の判断か明らかにすること。
5. 仕業検査担当が適材とするのなら職名も「車両技術係」に上げ、名実共に仕業検査担当者にするべきと考えるが、なぜ職名をしないのか明らかにすること。
6. 今回、この社員に対する仕業検査担当見習い回数で日勤が1日、夜勤が1回多いのはなぜか明らかにすること。
7. それぞれ一回多い見習い勤務が、車両係の社員を仕業検査担当者とするための教育とするなら到底足りないとする。それで十分であるとするならその根拠を明らかにすること。

8. 他の車両所では車両係の社員が検査担当となることがあるが、C担務に従事した後である。いきなり検査担当はないと認識している。今後の仕業検査担当指定に関する会社の考えを明らかにすること。

以上